

## 障がい児向け福祉サービスをご利用の皆さまへ



＼発達障がい（自閉症含む）・知的障がいのある方向け／

# 生活サポート 総合補償制度のご案内

普通傷害保険（特定障害者福祉団体傷害保険特約等セット）

“不安を安心に。輝く未来のために、共に寄り添う、新しい補償”

発達障がい（自閉症含む）・知的障がいのある方と、ご家族が安心して暮らせるように、一人ひとりに丁寧に向き合っ、補償制度を作り上げてきました。

## 例えばこんなときに、お役に立ちます！

### 🏠 放課後デイサービスで

#設備をこわしてしまったら



放課後デイサービス等で大きな音にびっくりして、誤ってドアを破損してしまい、修理費用を負担した。

補償項目 個人賠償責任補償  
(施設等管理下財物復旧費用)

支払保険金(例) **35万円**

### 🎓 学校で

#目立った行動によりいじめにあった



授業中にじっとできない等の行動が目立ってしまい、いじめにあった。弁護士に相談し、いじめがなくなった。

補償プランB・Cの場合

補償項目 法律相談費用

支払保険金(例) **5万円**

### 🏥 病院で

#保護者の付添が必要になったら



慢性心不全により13日間入院。心身の状態により、保護者の付添が必要になった。

補償プランBの場合

補償項目 付添介護保険金  
差額ベッド費用  
入院諸費用、入院一時金

支払保険金(例) **15万円**

## 👉 2つのおすすめポイント

### 告知不要で既往症も補償



治療・入院歴の告知不要です。  
ケガも病気も既往症も補償します。  
(先天性疾患を含みます)

### 年齢制限なし！※ 何歳でも掛金は一律

＼掛金ひと月あたり／ **約2,023円** から  
(補償プランAの年払い掛金24,270円をひと月換算した場合)

年齢・性別にかかわらず、掛金は一律で、  
何歳からでもご加入いただけます。

※一部プランのみ年齢制限あり

### ご加入の皆さまへ

別紙に補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されておりますので、必ず事前にご覧ください。特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。



## 全国生活サポート協会とは・・・

一般社団法人全国生活サポート協会は、2006年（平成18年）11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での**安全・安心と福祉の増進に寄与する事**を目的として設立されました。

現在当会は、知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の**日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業を実施しています。**

助け合うという**互助の精神**を柱に、知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。

全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ（<https://zensapo.jp/>）をご覧ください。

### 全国会員数

設立から  
19年間で

約**17万人**※

※2025年11月時点 170,459人



## 主な特長

**団体契約用の割引が適用されていますので、割安にご加入いただけます。**

（過去の実績等をもとに加入者 10,000 名以上の場合の多数割引を適用）

- 24時間**、日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。  
学校にいる間や放課後等デイサービスなどの施設をご利用中はもちろん休日も対象です。
- 入院時に介護人を含む保護者の**付添**や**介助**が必要になったとき、日額で補償します。
- 個人賠償責任補償（本人のみ）は**最高3億円**まで補償します。  
自転車での加害事故にも対応します。
- 施設等の壁や窓ガラスなどの財物を壊してしまった時、法律上の損害賠償責任の有無を問わず、負担した修理費用等を保険期間を通じ**50万円**まで補償します。



①～③の補償の有無や保険金額はプランによって異なり、④は全てのプランで補償されます。また、各種保険金のお支払いには諸条件がございますので、詳細はパンフレット等をご確認または担当代理店までお問い合わせください。



# 生活サポート総合補償制度 どのプランがおすすめ？



病気で入院した時の補償や、差額ベッド代等の費用が心配



はい

いいえ

第三者への賠償を重点に備えたい



わからない

はい



被害事故に対する弁護士への  
相談費用等も補償したい

はい

いいえ

補償プランB  
がおすすめ

補償プランA  
がおすすめ

補償プランB  
がおすすめ

補償プランC  
がおすすめ

上記チャートはあくまで目安となります。生活環境や健康状態によって必要としている補償、また事故の内容によって必要な補償プランは変わってきます。ご不明な点やご不安な場合は、ご加入前に必ず担当代理店までご連絡くださいますようお願いいたします。

# 補償プラン一覧

## 入院給付金 (①②③) の補償開始について

入院期間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目
入院4日目から 補償プランA	補償しません		4日目から補償開始!!			
入院2日目から 補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!				
入院2日目から 補償プランC	補償しません	2日目から補償開始!!				

\* ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

補償内容	補償項目	ご加入年齢 0歳～	ご加入年齢 0歳～64歳★	ご加入年齢 0歳～
<b>入院給付金</b> (既往症、てんかん発作などによる入院も対象) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 (ご注意) ・①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独のご請求はできません。	①付添介護保険金 <span>病気</span> <span>ケガ</span> 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき ②差額ベッド費用 <span>病気</span> <span>ケガ</span> 差額ベッド代が生じた日1日につき ③入院諸費用 <span>病気</span> <span>ケガ</span> 入院1日につき ④入院一時金 <span>病気</span> <span>ケガ</span> 1入院につき	8,000円 3,000円 1,000円 5,000円	8,000円 3,000円 1,000円 6,000円	4,000円
<b>ケガの補償</b> (事故日を含めて180日以内が対象) ■被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 ■入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。 ■地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象になります。 (地震・噴火・津波危険補償セット) (ご注意) ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑤死亡保険金 <span>ケガ</span> ⑥後遺障害保険金 <span>ケガ</span> 後遺障害の程度に応じて ⑦入院保険金 <span>ケガ</span> 入院1日につき (180日限度) ⑧通院保険金 <span>ケガ</span> 通院1日につき (90日限度) ⑨手術保険金 <span>ケガ</span> 1事故につき1回	100,000円 4,000～100,000円 3,000円 2,000円 30,000円(入院中) 15,000円(入院中以外)	100,000円 4,000～100,000円 5,000円 3,000円 50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)	500,000円 20,000～500,000円 5,000円 3,000円 50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)
<b>個人賠償責任補償</b> (本人のみ) ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 (ご注意) ・被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限ります。被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。同一の被保険者が、特定の行為を繰り返し行う場合等、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となりません。	⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1事故あたり支払限度額	1億円	3億円	3億円
<b>施設等管理下財物復旧費用</b> 日常生活中に偶然な事故により被保険者本人が入所または通所する施設等の物に損害を与えて、本人が施設等に支払う修理するための費用が補償の対象となります。 (ご注意) ・被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・修理するための費用は、施設等に発生した損害のうち被保険者本人の責任に相当するものとして、当社の認める額をお支払いします。	⑪施設等管理下財物復旧費用	保険期間通算限度額 500,000円 (自己負担額なし)	保険期間通算限度額 500,000円 (自己負担額なし)	保険期間通算限度額 500,000円 (自己負担額なし)
<b>弁護士費用等補償</b> 補償期間中に発生した被保険者への「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への「⑬法律相談費用」や、「⑭損害賠償請求費用」をお支払いします。 また、補償期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「⑮弁護士接見費用」をお支払いします。 (ご注意) 購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。	⑫損害賠償請求費用 <span>被害事故</span> 1事故あたり支払限度額 ⑬法律相談費用 <span>被害事故</span> 1事故あたり支払限度額 (1回1万円限度) ⑭弁護士接見費用 <span>被害事故</span> 1事故あたり支払限度額	200万円 5万円 1万円	200万円 5万円 1万円	10万円限度 自己負担額(3,000円)
<b>職業従事中事故対応費用補償</b> 職業従事中(職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上は除く。)に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	⑯被害者見舞・治療等費用 (ア)見舞金・見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 (イ)被害者の医療処置、入院費用等 (ウ)葬祭費用 ⑰損壊財物復旧費用	100,000円	100,000円	100,000円
<b>病気で死亡した時の補償</b> 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑰疾病葬祭費用保険金 <span>病気</span> 支払限度額	100,000円	100,000円	100,000円
<b>掛金(1年間)</b>		<b>24,270円</b>	<b>30,170円</b>	<b>26,960円</b>

★2026年4月1日時点で満65歳以上(昭和36年4月1日以前に生まれた方)の場合、補償プラン⑥にはご加入いただけません。

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。  
 ※2他人の物でも、預かっていたり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注)個人賠償責任補償、弁護士費用等補償などの補償について、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご確認ください。  
 注)被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなった場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注)掛金には会費(制度運営費)が含まれています。  
 注)補償プランの各補償項目に「-」と記載がある場合は、補償の対象外となります。





## お客さまの声

### 多くのお客さまにご満足をいただいております



30代男性加入者のご家族(長崎県)

“助かっています”

発達障がいのある息子にとって、ありがたい補償です。特にてんかんがある息子にとっては非常に助かっています。



10代男性加入者のご家族(東京都)

“安心できました”

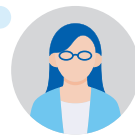
息子の入院時に付き添った際の費用や差額ベッド代も補償されたので、安心して入院させることができました。



50代女性加入者のご家族(千葉県)

“満足しています”

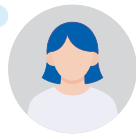
担当者の方の対応もよく、スムーズに保険金の請求・手配ができ満足しています。



40代女性加入者のご家族(茨城県)

“ありがとうございます”

娘は重度の障がいがあるため、同じ理由で何度か保険を使いお世話になっています。ありがとうございます。



10代女性加入者のご家族(東京都)

“掛金が安い”

掛金は安いが手厚い補償なのでありがたかったです。



10代女性加入者のご家族(千葉県)

“必要な補償制度”

保険金請求時は迅速な対応をしてもらい感謝しています。社会に必要な補償制度です。



## 保険金請求フロー



…お客さま



…AIGの担当者



…取扱代理店

### 1. おケガや事故のご連絡



- 事故（ケガや病気、個人賠償事故等）にあわれた場合は最終ページに記載の担当代理店または引受保険会社に、事故発生の日からその日を含め30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。



- お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

### 2. 書類のご手配、ご提出



- 保険金請求書などへのご記入、領収書などの保険金請求に必要な書類のご手配をいただき、担当代理店または引受保険会社へご提出をお願いします。



#### ご請求内容の確認

- 保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

### 3. 保険金のお受取り



- お支払い金額、お支払い先などをお客さまに書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

\* 正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。詳細は担当代理店までご連絡ください。

## 加入依頼者（申込人）

保護者（または成年後見人等） ※後見人等の法定代理人が加入手続きを行う場合、後見人等であることがわかる公的書類もご提出ください。

## 被保険者（補償の対象者）

知的障がい児者または発達障がい児者（自閉症児者を含む）

## 補償期間（保険のご契約期間）

2026年4月1日から2027年4月1日午後4時までの1年間 ※次年度以降、口座振替により自動的に継続されます。

## 加入方法・掛金

### ■新規加入（4月1日午前0時補償開始）

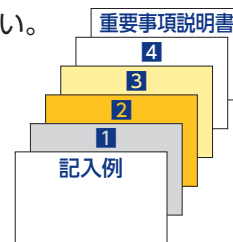
入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、**1・2・3**を施設・作業所等へお出しください。  
(**4**はお客様控えです。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■入院4日目から補償プランA / 掛金… **24,270円** (保険料 21,770円)

■入院2日目から補償プランB / 掛金… **30,170円** (保険料 27,670円)

■入院2日目から補償プランC / 掛金… **26,960円** (保険料 24,460円)



**口座振替日：5月12日**（金融機関が休日の場合は翌営業日）

**締切日：3月10日**

〔継続加入の口座振替日：毎年5月12日（金融機関が休日の場合は翌営業日）〕

5月上旬に加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

### ■中途加入（5月1日以降に加入される場合）

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、施設・作業所等へお出しください。

お振込み掛金は、下記掛金表の太字の金額となります。 例) 補償プランA 5月加入⇒21,770円

詳しくは、別紙手引きをご覧ください。

### 【補償期間：加入日（毎月1日午前0時）～2027年4月1日午後4時】

加入日の翌月上旬に加入者証が加入者住所に送付されます。

締切日…毎月15日

加入日…締切日の翌月の1日

掛金…初年度の掛金は右記の掛金表でご確認のうえ、締切日までにのご案内の口座まで掛金をお振り込みください。

\*掛金には制度運営費が含まれています。

\*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

加入日	掛金表（保険料）					
	入院4日目から補償プランA		入院2日目から補償プランB		入院2日目から補償プランC	
5月1日	<b>21,770円</b>	(19,430円)	<b>27,040円</b>	(24,700円)	<b>24,350円</b>	(22,010円)
6月1日	<b>19,880円</b>	(17,690円)	<b>24,660円</b>	(22,470円)	<b>22,220円</b>	(20,030円)
7月1日	<b>17,940円</b>	(15,910円)	<b>22,250円</b>	(20,220円)	<b>20,050円</b>	(18,020円)
8月1日	<b>16,010円</b>	(14,130円)	<b>19,830円</b>	(17,950円)	<b>17,890円</b>	(16,010円)
9月1日	<b>14,100円</b>	(12,380円)	<b>17,430円</b>	(15,710円)	<b>15,730円</b>	(14,010円)
10月1日	<b>12,180円</b>	(10,620円)	<b>15,050円</b>	(13,490円)	<b>13,580円</b>	(12,020円)
11月1日	<b>10,250円</b>	(8,840円)	<b>12,640円</b>	(11,230円)	<b>11,420円</b>	(10,010円)
12月1日	<b>8,320円</b>	(7,070円)	<b>10,240円</b>	(8,990円)	<b>9,260円</b>	(8,010円)
1月1日	<b>6,410円</b>	(5,310円)	<b>7,850円</b>	(6,750円)	<b>7,110円</b>	(6,010円)
2月1日	<b>4,480円</b>	(3,540円)	<b>5,430円</b>	(4,490円)	<b>4,940円</b>	(4,000円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

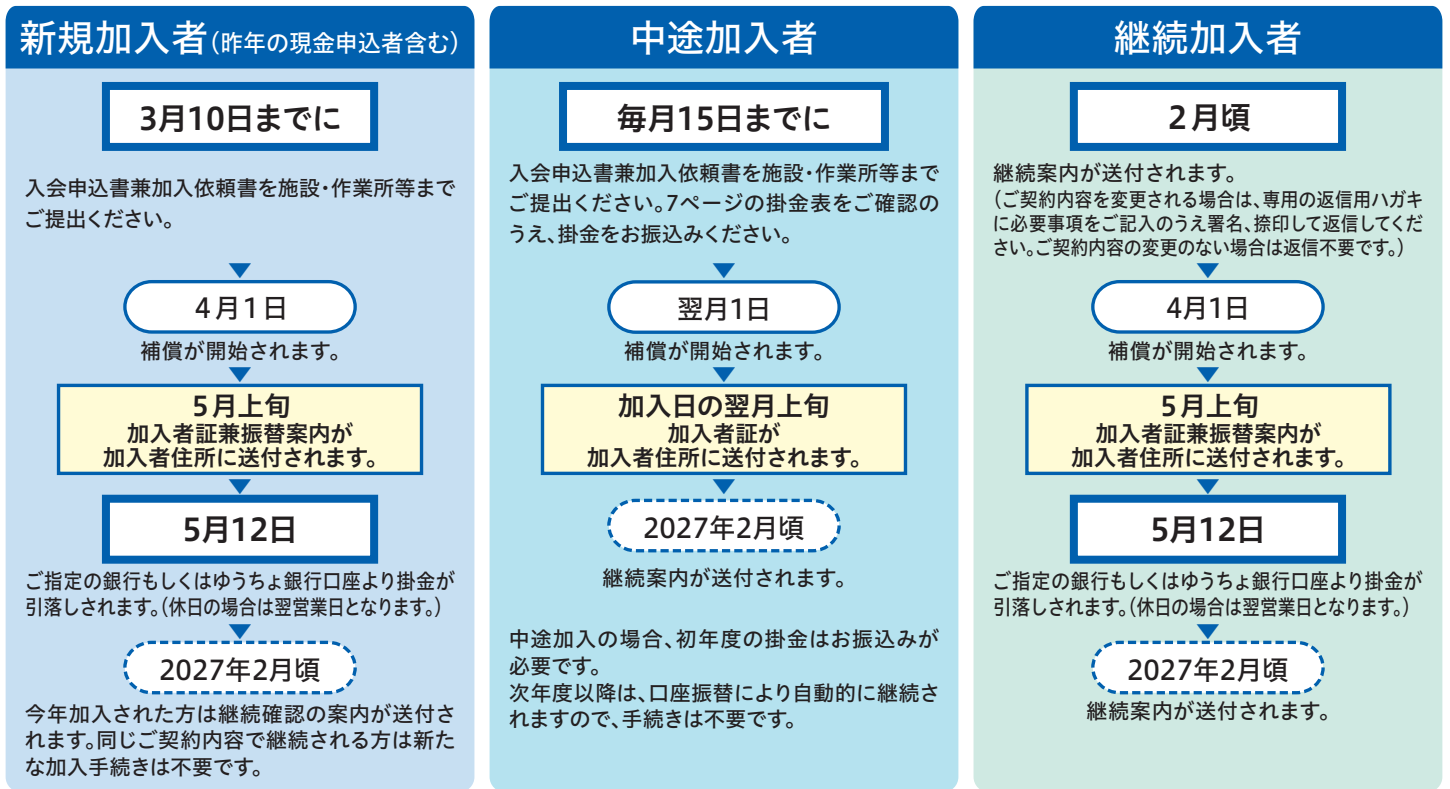
\*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金（4ページ）のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日（補償の開始日）からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。

	中途加入日（補償開始日）	30日	
病気による入院	×	×	31日目以降に開始した入院がお支払いの対象です。（ただし所定の要入院日数以上の入院の場合）
ケガによる入院	×	○	中途加入日以降に発生したケガによる入院がお支払いの対象です。

## 用語の説明

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

## 【ご加入の流れ】



### 次の場合、下記へご連絡ください。

- 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
- 契約者である団体は、入会申込書兼加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。
- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

### 加入に関するお問い合わせ先

■事務局

## 一般社団法人大阪生活サポート協会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15  
大阪府社会福祉会館内

TEL:06-6764-6889 FAX:06-6770-5988

受付時間:午前10時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.osakasupport.or.jp/>

### 補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店

## ジェアイシーウエスト株式会社

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-1-1 OCT 7階

TEL:0120-177-294(フリーダイヤル)

FAX:06-6944-1728

受付時間:午前10時～午後4時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

## AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

## 大阪プロチャネル営業部

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB36F

TEL:06-7223-2010

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)